

## 町主催イベント・会議等の考え方について

令和3年3月1日

大和町新型コロナウイルス感染症対策本部

国では、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等について、令和2年11月12日付け内閣官房事務連絡により令和3年3月以降については別途通知するとされていたところ、令和3年2月26日付け事務連絡により当面4月末までの方針が示された。

このような状況から、本町の「町主催イベント・会議等の考え方について」（令和2年12月1日）を、国の基本的対処方針等の内容を踏まえ、令和3年4月末まで以下のとおりとする。

なお、この考え方については、患者発生状況や国・県の動向等を踏まえ適宜見直しを行う。

### 1 町主催のイベントについて（式典・講演会・研修会等）

#### （1）基本的な考え方

イベント開催は「新しい生活様式の定着」を前提する。

全てのイベントについて、適切な感染防止対策が整わないイベントは原則中止または延期を含め慎重な対応をする。

〈催物開催の目安〉

イベントの種類		収容率 <sup>※1</sup>	人数上限 <sup>※1</sup>
A	大声での歓声、声援等が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、密が発生しない程度の間隔)	① 収容人数 10,000 人超⇒ 収容人数の 50%
B	大声での歓声、声援等が想定されるもの	50%以内 <sup>※2</sup> (収容定員がない場合は、十分な間隔 (1m))	② 収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人

(※1) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

(※2) 異なるグループ間では座席間隔を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

〈地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等〉

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能、 名簿等で参加者の把握が可能)	上記A、Bに準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 (入場や区域内の適切な行動確保が困難、 名簿等で参加者を把握困難)	十分な人と人との間隔 (1m) を設ける。 間隔の維持が困難な場合には、開催について慎重に判断する。

#### （2）開催する場合の留意事項

- ① 手洗いの徹底、会場の入り口等にアルコール消毒液を設置
- ② マスクの着用・咳エチケットの励行を呼びかける

- ③ こまめに換気を行う（1時間ごとに5～10分を目安とする）
- ④ 会場及び入退場時，休憩時間や待合場所等における三密（密閉・密集・密接）を徹底して回避すること
- ⑤ イベント等の前後や休憩時間などの交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ⑥ 人と人との間隔をできるだけ確保すること
- ⑦ 大声を伴うイベントでは，臨席での身体的距離の確保（同一グループは座席を空けず，異なるグループ又は個人間は1席（立席の場合は1m）空けること）
- ⑧ 参加者に接触確認アプリの活用を促し，参加者の連絡先等の把握を徹底すること
- ⑨ 参加者に発熱等の症状がある場合は参加を控えるよう事前に伝えること
- ⑩ 2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域へ旅行・出張した者には，参加を控えていただくよう事前に周知することを検討すること
- ⑪ 高齢者や基礎疾患のある者は人混みをできる限り避けること

## 2 町主催の会議（審議会，説明会等）について

- ① 実施する場合は，感染予防策を徹底すること。（イベントを開催する場合の留意事項を参照）
- ② ウェブ会議等の活用も検討すること

## 3 職員の出張について

- ① 業務上の必要性を精査した上で，出張時期や方法等を見直すこと。  
（例）打ち合わせについて，可能なものは電話やメールで対応  
出張する職員の人数や出張数を最小限とする
- ② 業務上出張せざるを得ない場合については，最小限の人数で，混雑時や三密を徹底的に回避するほか，こまめな手洗い，マスクの着用，身体的距離の確保等感染予防策を徹底すること。
- ③ 感染拡大傾向のある地域での行動は慎重にすること。